

草加市教育委員会会議録

令和 7 年第 4 回定例会

令和 7 年草加市教育委員会第 4 回定例会

令和 7 年 4 月 2 4 日（木）午前 9 時から

教育委員会会議室（市役所本庁舎 7 階）

○議 題

- 第 2 1 号議案 草加市立奥日光自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 2 2 号議案 職員の併任発令について
- 第 1 3 号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について
- 第 1 4 号報告 草加市立小中学校通学区域審議会委員の解嘱及び後任委員の委嘱に係る専決処理の報告について
- 第 1 5 号報告 草加市 A I ドリル活用推進支援補助金交付要綱の制定について
- 第 1 6 号報告 草加市教育情報セキュリティ対策基準の策定について
- 第 1 7 号報告 草加市議会図書室における図書館サービス実施要領の制定に係る専決処理の報告について

○出席者

教 育 長	山 本 好 一 郎
教育長職務代理者	川 井 か す み
教 育 委 員	宇 田 川 久 美 子
教 育 委 員	谷 脇 純 子
教 育 委 員	工 藤 和 宏
教 育 委 員	野 本 竜 哉

○説明員

教育総務部長	浅 古 亮 一
教育総務部副部長	和 田 卓
教育総務部副部長	今 野 禎 雄
総務企画課長	勝 田 強

学 務 課 長	岩 渕 健 志
指 導 課 長	坂 本 拓 也
学校施設課長	榎 吉 久 子
中央図書館長	矢 島 高

○事務局

杉 田 典 人
伊 藤 弘
西 塔 翼

○傍聴人 0 人

午前9時00分 開会

◎開会の宣言

○山本好一郎教育長 それでは、ただ今から、令和7年教育委員会第4回定例会を開催いたします。

◎前回会議録の承認

○山本好一郎教育長 事務局から、前回の会議録を朗読願います。

———— 前回会議録の朗読 ————

○山本好一郎教育長 ただ今事務局から前回の会議録の朗読がございましたが、これにつきましてご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 よろしければ承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○山本好一郎教育長 以上で、前回の会議録の承認を終了いたします。

◎議案審議

○山本好一郎教育長 ただ今から審議に入らせていただきます。本日の案件は、追加案件も含めて、議案が2件、報告が5件となっております。

なお、委員さんの中で、議題以外で教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

◎第21号議案 草加市立奥日光自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○山本好一郎教育長 それでは、第21号議案につきまして、学校施設課長より説明させます。

○説明員 提案理由でございますが、奥日光自然の家をより利用しやすくするため、現行規則第4条に定める「最小使用人数の制限」を削除するものです。近年、家族や少人数グループでの利用希望が増加しており、最小使用人数を撤廃することで利用率を向上させることと、少人数団体の受入体制が整ったことに伴い、円滑な運営が可能となったものでございます。施行期日は公布の日とさせていただきます。

なお、先月に委員協議会でご説明した予約期間短縮の件につきましては、受託業者との協議を継続しておりますが、人員体制等の課題から全日対応は難しいとの結論に至りました。したがって、第5条ただし書きを活用し、運用での対応に留め、今回の規則改正には含めておりません。運用内容の詳細は、来月の委員協議会で改めてご報告いたします。説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

なければ、第21号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第21号議案については、可決いたします。

◎第13号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○山本好一郎教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則に基づき専決処理の状況を報告させていただきます。第13号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第13号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告となります。

令和7年3月の県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告ですが、この案件につきましては、本来であれば教育委員会の議決を経て行うべきところではございますが、緊急に処理をする必要があり、教育委員会は招集するいとまがないと認め、専決処理をさせていただきましたことから、これをご報告するものでございます。

内容でございますが、1、育児休業は、小学校教諭2件、全て女性でございます。2、休職（更新）は、小学校教諭1件でございます。3、発令について、欠員補充は、小学校助教諭1件、中学校講師1件でございます。説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

なければ、第13号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第13号報告については、承認いたします。

◎第14号報告 草加市立小中学校通学区域審議会委員の解嘱及び後任委員の委嘱に係る専決処理の報告について

○山本好一郎教育長 続きまして、第14号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第14号報告 草加市立小中学校通学区域審議会委員の解嘱及び後任委員の委嘱に係る専決処理の報告についてご説明いたします。草加市立小中学校通学区域審議会の委員の委嘱につきましては、令和6年6月28日開催の教育委員会第6回定例会において議決をいただいたところでございますが、草加市中学校長会長から令和7年度人事異動に伴う、委員交代の申し出がございました。この案件につきましては、本来であれば教育委員会の議決を経て行うべきところではございますが、緊急に処理をする必要があり、教育委員会は招集するいとまがないと認め、専決処理をさせていただきましたことから、これをご報告するものでございます。後任委員として委嘱するのは、青柳中学校の鈴木英治校長で、解嘱しますのは松江中学校の須賀達也校長です。なお、委嘱期間は専決処理日の令和7年4月1日から前年者の残任期間であります令和8年6月30日までとなります。説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

なければ、第14号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第14号報告については、承認といたします。

◎第15号報告 草加市A I ドリル活用推進支援補助金交付要綱の制定について

○山本好一郎教育長 続きまして、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。第15号報告について、指導課長より説明させます。

○説明員 第15号報告 草加市A I ドリル活用推進支援補助金交付要綱の制定について、ご説明します。これは、児童生徒の一人一台端末にA I ドリルを導入し、児童生徒一人ひとりの状況に合った個別最適な学びを推進するとともに、教員が児童生徒一人ひとりの学習状況を把握し、指導に活用できるようにするためその使用料について、補助するものでございます。令和7年度は児童生徒一人当たり最大550円を補助してまいります。各校では令和6年度末に4社から無料トライアル期間を受けまして、今年度使用するA I ドリルを選定しておりまして、

今後要綱に則り必要書類を提出、補助金交付の手続きを進めていく予定でございます。

A I ドリルの活用を通しまして、各校が児童生徒一人ひとりにとってどのような活用が効果的か検証し、更なる有効活用ができるよう学校と連携を図ってまいりたいと思っております。説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○野本竜哉委員 今回、4社をトライアルしたとのことですが、最終的に市全体で同じ製品に統一するのか、それとも学校裁量で複数社が併存する形になるのか伺います。

○説明員 4社とも教育委員会における推奨基準を満たしており、最終決定は各校の裁量に委ねています。1校1社で全学年導入するケース、あるいは学年ごとに異なるドリルを選択するケースの両方が見込まれます。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。なければ次の報告に移ります。

◎第16号報告 草加市教育情報セキュリティ対策基準の策定について

○山本好一郎教育長 続きまして、第16号報告につきまして、指導課長より説明させます。

○説明員 第16号報告 草加市教育情報セキュリティ対策基準の策定について、ご説明します。

草加市教育委員会の教育情報システムが取り扱う情報には、児童生徒の個人情報のみならず、学校運営上重要な情報が数多く存在しております。これらの情報に改ざん、破壊、漏洩などの事故が生じた場合、児童生徒や学校運営に対して深刻な問題を引き起こすことが考えられます。G I G Aスクール構想のもと、今後の学習活動では、I C Tを常時活用することが当たり前となり、教育情報システムで取り扱う情報資産に対し様々な脅威からの保護、機密性及び可用性を維持する、いわゆる情報セキュリティ対策の推進は、草加市教育委員会に対する市民からの信頼の維持や向上に寄与するなど、極めて重要でございます。そこで、情報資産を事故から保護することを目的に「教育情報セキュリティ対策基準」を策定し、安全対策に努めていくこととしたものでございます。この中で、本対策基準の対象範囲を定めています。市長部局等の職員が、学校のシステムを使用する可能性もゼロではないため、対象機関は草加市全体としており、対象の情報資産を、教育ネットワークやシステム、データなどと定義しています。

次に、教育情報セキュリティの構成についてでございます。そちらにある三角の図のとおり3段階に分かれており、1番上の基本方針は市の情報セキュリティ対策を踏まえた基本的な考

え方で、教育委員会・学校を含めた市役所全体共有のもので公開事項でございます。２段目の対策基準からは、市役所と学校とを分けて策定しており、非公開でございます。これら２つを合わせて教育情報セキュリティポリシーと呼んでおります。

次に、第２章の組織体制では、教育長以下、学校長までのセキュリティに関する責任者等について定義しております。

第３章の情報資産の分類と管理方法では、情報資産、管理・処分方法を定義しております。

第４章は物理的セキュリティについて、第５章は人的セキュリティとして機器を活用する職員に対する遵守事項について、第６章は、技術的セキュリティを高めるシステム構築方法について定義しております。以降は、システム運用の維持管理方法や、校務用パソコン、ＧＩＧＡ端末で使用するクラウドサービスのセキュリティ対策、教育委員会内にあるサーバ管理の留意点等について定義しております。

今後は、校長会や情報教育推進委員会等で説明を行い、各校で全教職員に周知を図るとともに、管理の在り方や研修の方法等について具体的に整理し、セキュリティ対策について適切に運用できるようにしてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○野本竜哉委員　３点提案します。１点目として、事故時に情報セキュリティ委員会を迅速に招集できる具体的手順を明確化してほしい。２点目として、資産台帳の作成は教職員負担が大きいため、雛形の提供や外部支援を検討してほしい。３点目として、各校が作成する実施手順書は、名前差し替えで利用できるレベルのひな型を配布してほしい。

○山本好一郎教育長　野本委員から重要な指摘がありました。教職員の働き方改革の観点も踏まえ、負担軽減策を検討したいと思います。

○谷脇純子委員　台帳作成を外部専門家が代行できないか検討していただけると助かります。

○野本竜哉委員　情報資産は日々更新されます。初年度に外部支援を入れて基盤を整えれば、次年度以降の更新負荷は低減します。

○川井かすみ教育長職務代理者　先生方に過度なプレッシャーを与えない運用が望ましい。焦らず段階的な導入をお願いします。

○説明員　ご意見ありがとうございます。委員会招集フローを具体化し、年度内に周知します。台帳雛形と実施手順のテンプレートを作成し、外部委託も含め負担軽減策を検討します。研修とサポート体制を強化し、現場と対話を重ねながら運用してまいります。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。なければ次に移ります。

◎第 17 号報告 草加市議会図書室における図書館サービス実施要領の制定に係る専決処理の報告について

○山本好一郎教育長 続きまして、本日追加提出をいたしました案件に移らせていただきます。第 17 号報告及び第 22 号議案につきましては、議会図書室でのサービス開始という同一事案に関連しておりますので、審査の順序を時系列に沿わせ、まず第 17 号報告を審査し、その後に第 22 号議案の審査へと進めたいと存じます。

それでは、教育長に対する事務委任規則に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。第 17 号報告につきまして、中央図書館長より説明させます。

○説明員 第 17 号報告 草加市議会図書室における図書館サービス実施要領の制定に係る専決処理の報告について、ご説明します。専決処理理由でございますが、草加市議会図書室における図書館サービス実施要領の制定につきましては、草加市教育委員会の議決を経て行うべきところでございますが、当該事務を令和 7 年 4 月 21 日より実施するに当たり、緊急に制定する必要があり、かつ、草加市教育委員会を招集するいとまがないと認められたことから、草加市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 項の規定により専決処理とさせていただいたものでございます。

次に、専決処理させていただいた「草加市議会図書室における図書館サービス実施要領」について、ご説明させていただきます。同要領の制定の趣旨といたしましては、図書館法第 3 条第 4 号及び第 9 号の規定に、地方公共団体の議会に設置されている図書室などと、緊密に連携し、協力する旨の規定があり、この趣旨に沿って、議会事務局と中央図書館が連携・協力した上で、行うものでございます。

中央図書館としましては、草加駅周辺の図書館サービスの拠点と位置づけ、議会図書室に新たなサービスポイントを設置して市民の利便性の向上を図ることを目的とし、議会事務局側は市民に開かれた議会を目指すことを目的として、図書館サービスを実施する上での、必要事項を定めております。また、議会図書室における図書館サービスにつきましては、議会事務局職員が行う予定であることから、その職務等を同要領で定めており、具体的には、第 2 条において、図書館電算システムを利用した本の貸出しや返却処理実施の規定、第 3 条において、利用時間は、平日午前 9 時から午後 5 時までとした規定、第 4 条において、議会図書室への図書館資料の配本は中央図書館が実施する規定などを示しております。説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○川井かすみ教育長職務代理者 議会図書室には議会で購入した図書もありますが、これらは貸出対象になりますか。

○説明員 貸出対象は中央図書館の蔵書のみです。議会購入図書は従来どおり閲覧のみとなります。区別が分かるよう掲示等を行います。

○川井かすみ教育長職務代理者 中央図書館から移動する図書は何冊、どのようなジャンルでしょうか。

○説明員 0類から9類まで満遍なく、児童書も含めて約2,300冊を予定しています。また、テーマ展示用の「特設コーナー」を設け、定期的に入れ替えます。

○川井かすみ教育長職務代理者 図書館から約2,300冊を搬入すると伺いましたが、図書室の広さはどの程度ですか。

○説明員 この会議室よりやや狭い程度の空間です。既存の議会資料書架5列のうち2列半程を図書館用に充当し、予約本については、議会事務局カウンターにおいて受け取ります。

○宇田川久美子委員 議会図書室全体の蔵書数は現在どのくらいでしょうか。

○説明員 議会資料や議員調査用図書など、数百冊規模です。新たに搬入する図書はそれとは別に管理いたします。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

なければ、第17号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第17号報告については、承認といたします。

◎第22号議案 職員の併任発令について

○山本好一郎教育長 続きまして、第22号議案につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員 第22号議案 職員の併任発令について、ご説明させていただきます。

この案件につきましては、草加市議会事務局の職員を教育委員会の職員として併任するものでございます。

併任する理由でございますが、令和7年4月21日から、中央図書館所蔵の予約本の受け渡

し場所として、新たに議会図書室が追加されました。この議会図書室における予約本受け渡しなどの図書館サービスにつきましては、議会事務局の職員にお願いしようとするものであることから、この職員に関して教育委員会の職員として併任を発令するものです。

なお、発令日につきましては、明日４月２５日を予定しております。説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○川井かすみ教育長職務代理者　確認ですが、議会事務局職員全員が併任対象という理解でよろしいでしょうか。

○説明員　はい、議会図書室を平日開室するため、所属する全員を対象としております。

○山本好一郎教育長　他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第２２号議案につきましては、原案どおり可決することによろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

○山本好一郎教育長　異議がないようですので、第２２号議案については、可決といたします。

◎その他

○山本好一郎教育長　続きまして、その他の報告がございましたらお願いいたします。

○教育総務部長　特にありません。

○山本好一郎教育長　その他の報告のないようですので、次回の教育委員会の日程について事務局からお願いいたします。

○教育総務部長　次回の教育委員会の日程についてでございますが、令和７年第５回定例会を５月２６日月曜日、時間は午前９時から、場所は教育委員会会議室でお願いしたいと思います。

◎閉会の宣言

○山本好一郎教育長　以上を持ちまして本日の委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午前９時４０分　閉会